

特定非営利活動法人 リアル・リンク京都 定款

第1章 総則

<名称>

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 リアル・リンク京都 と称す。

<所在地>

第2条 この法人の事務所の所在地は、京都市上京区中立売通浄福寺西入る加賀屋町39
9番地スミヤビル5Fに置く。

<目的>

第3条 この法人は、「地球環境の保全がすべてに優先する」という理念に基づき、経済発展とエコロジーのよりよい関係づくりを目指し、環境保全を啓発する事業を行い、あわせて、援助を必要とする人々に対して地域福祉に根ざしたサービスの提供を行い、地域社会における福祉の増進とまちづくりの発展に寄与し、もってすべての人々が健全に安心して暮らせる環境を確保することを目的とする。

<特定非営利活動の種類>

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

<事業>

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①各種企業、団体、個人に対する啓発活動を通じ、環境保全を推進する事業
 - ②環境及び介護・福祉に関する研修・セミナーの開催ならびに機関誌の発行
 - ③諸行政機関及び一般市民等に対し、環境保全に関する意見建議・具申
 - ④介護保険法に基づく居宅介護支援事業、介護予防支援事業、訪問介護事業、介護予防訪問介護事業、通所介護事業、介護予防通所介護事業及び第1号通所事業、夜間対応型訪問介護事業、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業、認知症対応型通所介護事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症

対応型共同生活介護事業、複合型サービス事業

- ⑤障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
居宅介護事業、重度訪問介護事業、移動支援事業、行動援護事業、同行援
護事業、特定相談支援事業及び一般相談支援事業、障害児相談支援事業
- ⑥介護に関する相談事業
- ⑦特定非営利活動に係る貸館事業
- ⑧上記事業に関する情報提供事業
- ⑨その他この法人の目的達成に必要な事業

(2) その他の事業

- ①貸館事業
- ②介護員養成研修事業
- ③看護学校受験予備校の運営

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うもの
とし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

<会員>

第6条 会員はこの法人の趣旨に賛同する者でなければならず、正会員をもって特定非営
利活動促進法上の社員とする。

2 前項以外の者でこの法人の趣旨に賛同する者を理事会の承認を得て後援会会員、
友の会会員とすることができる。

第2章 入会及び退会並びに会員名簿

<新会員の入会>

第7条 新会員の入会にあたっては、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申
し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適すると認めるとき
には、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面を
もって本人にその旨を通知しなければならない。

<会員資格の一時停止、除名>

第8条 会員が次の各号のひとつに該当した場合、理事会の判断により会員資格の一時停
止または除名をすることができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明
の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の名誉を傷つけた場合。
- (2) この法人の秩序を乱した場合。
- (3) この法人の定款の定めた事項に違反した場合。
- (4) 禁固以上の刑を受けた場合。
- (5) その他会員としての品位をそこなう行為のあった場合。

<退会>

第9条 会員がこの法人を退会する場合、退会届及び記章を提出し、任意に退会することができます。

<会員資格の喪失>

第10条 次の場合、会員はその資格を喪失するものとする。

- (1) 本人の死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 退会
- (3) 除名

<会員名簿>

第11条 この法人に会員名簿を備え、次の事項を記載する。

- (1) 会員の氏名及び住所
 - (2) 職業
 - (3) その他
- 2 会員は住所・連絡先その他入会申込書記載事項に変更があった場合、すみやかにこの法人へ届け出るものとする。

<会員章>

第12条 この法人は会員に対して記章及びユニフォームを交付する。

但し、後援会会員に対しては記章のみを交付する。

<入会費及び会費>

第13条 会員は総会において別途定められた入会費及び会費を納入しなければならない。尚、会員が既に納入した会費その他の拠出金は、返還しない。

第3章 正会員以外の会員

<後援会会員>

第14条 後援会会員は、この法人の理念及び目的を達成するため会員と共に活動を推進していく者をいう。

<友の会会員>

第15条 友の会会員は、この法人の理念及び目的を達成するため、活動推進の援助をする者をいう。

第4章 役員等

<役員>

- 第16条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事 5名以上15名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とする。
 - 3 理事のうち、専務理事1名、常務理事2名以内をおくことができる。
 - 4 理事のうち、名誉理事長1名をおくことができる。

<役員の選任>

- 第17条 役員は、総会において選任する。選任の方法は、総会の議決を経て別に定める。
- 2 理事長及び専務理事、常務理事、名誉理事長は、理事の互選により定める。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

<役員の職務>

- 第18条 理事長は、この法人を代表し、その活動をとりまとめる。
- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
 - 3 専務理事及び常務理事は、理事長を補佐し、日常の業務を執行し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、席次の順に従いその職務を代行する。
 - 4 名誉理事長は、この法人の品格を対外的に示す象徴であり、その役割において理事長を補佐するが、この法人の業務について、この法人を代表しない。
 - 5 理事は、業務を執行する。
 - 6 監事は、特定非営利活動促進法第18条に定める職務を行う。

<役員の任期>

- 第19条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

<欠員補充>

- 第20条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

<役員の解任>

第21条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

<役員の報酬>

第22条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。総会の議決により報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第5章 顧問・会長・総長

<顧問>

第23条 この法人の重要な事項を諮問するため、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は環境・福祉・教育・政治経済等の各分野における権威で、理事会で推薦し、理事長が委嘱する。

<会長及び総長>

第24条 この法人に、名誉職として会長と総長を置くことができる。

- 2 会長と総長は、会員の中から、理事長が任期を定めた上で選任する。

第6章 会議

<種別>

第25条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

<構成>

第26条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

<権能>

第27条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併

- (4) 事業活動計画及び活動予算ならびにその変更
 - (5) 事業活動報告及び活動決算
 - (6) 役員の選任または解任、職務及び報酬
 - (7) 入会費及び会費の額
 - (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第40条においても同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (9) 事務局の組織及び運営
 - (10) その他この法人の運営に関する重要な事項
- 2 理事会は、以下の事項について議決する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 理事会として総会に付議する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

<開催>

- 第28条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認めるとき。
 - (2) 会員の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。
 - (3) 特定非営利活動促進法第18条第4号に定めるところにより監事が招集するとき。
- 3 理事会は、次のいずれかの場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めるとき。
 - (2) 理事の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。
 - (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

<招集>

- 第29条 会議は、前条第2項第3号に定める場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第2号に定める場合には、請求の日から30日以内に会議を招集しなければならない。前条第3項第2号及び第3号に定める場合には、請求の日から14日以内に会議を招集しなければならない。
- 3 会議を招集する場合は、構成員に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

<議長>

- 第30条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。理事会の議長は、理事の中から選出する。

<定足数>

- 第31条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

<議決>

第32条 会議の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した構成員の過半数をもって決し、同数のときは、議長の決するところによる。

<書面表決等>

第33条 やむを得ない理由の為会議に出席できない構成員は、予め通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

<議事録>

第34条 会議を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数
 - (3) 会議に出席した構成員の数又は氏名（書面による表決者及び表決の委任者を含む）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

<資産の構成>

第35条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

<資産の管理>

第36条 この法人の資産は、理事会の議決に基づいて、理事長がこれを管理する。

<予算及び活動決算>

第37条 この法人の活動予算は、毎会計年度、総会の議決を経てこれを定め、活動決算は特定非営利活動促進法第27条の会計原則にしたがって処理し、毎会計年度終了後3月以内に、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

<暫定予算>

第38条 前条の規定にかかわらず、理事長は、理事会の議決を経て、活動予算成立までの期間に係る暫定予算を作成し、収益費用とすることができます。
2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

<会計年度>

第39条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

<臨機の措置>

第40条 予算を持って定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 解散及び合併、定款の変更

<解散及び残余財産の処分>

第41条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1) 総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3) 正会員の欠亡
(4) 合併
(5) 破産
(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

<合併>

第42条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

<定款の変更>

第43条 この定款は、総会において出席会員の4分の3以上の同意を得、変更することができる。この場合、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する事項に

該当する場合は所轄庁の認証を受けなければならない。

第 10 章 雜則

< 公告 >

第 44 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

< 雜則 >

第 45 条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この定款は、この法人の設立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長 川島健太郎

専務理事 青木義照

常務理事 岩田武久

理事 中藏豊一

同 堀越秀郎

同 北井 稔

同 高畠 保

同 小野裕之

同 林 義彦

同 羽川由佳

監事 松尾英昭

3. この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の定めにかかわらず、成立の日から 2000 年 3 月 31 日までとする。

4. この法人の設立当初の会計年度の事業計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5. この法人の設立当初の会計年度は、この定款の規定の定めにかかわらず設立許可のあった日から 2000 年 3 月 31 日までとする。

6. この法人の設立当初の会費は、第 12 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 会員 : 年会費 120,000 円

(2) 後援会会員 : 年会費 12,000 円

(3) 友の会会員 : 年会費 2,000 円

附 則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附 則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附 則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附 則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附 則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。